平成２４年（フ）第５４４２号
大阪市淀川区西三国１丁目36番23号　西三国第４ハイツ334号
債務者　塩飽　猛夫
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４５１号
大阪市都島区高倉町１丁目６番11号　カテリーナ都島602号
債務者　酒巻　宏光
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４６２号
大阪府守口市金田町２丁目55番３―603号、前住所大阪府守口市佐太東町２丁目18番３号
債務者　上地　　肇
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４６３号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号大阪自彊館白雲寮
債務者　小野田　等
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４８４号
大阪府寝屋川市緑町９番12―301号、前住所大阪府寝屋川市石津東町27番10号
債務者　澤　　浩子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２８号
神戸市北区ひよどり台２丁目１番地の１137棟912号
債務者　土居亜矢子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６９号
神戸市灘区桜ケ丘町11番１―1002号
債務者　吉田商店花アンドアドこと吉田由光こと　曺　　由光
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０４号
兵庫県西宮市上大市５丁目２番23号
債務者　有井　克行
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５４号
兵庫県芦屋市西蔵町３番20―301号
債務者　大部志保子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８４号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目13番19号
債務者　村田　安則
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８９９号
広島市安芸区矢野西７丁目16番15号
債務者　伊東　良樹
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１８号
広島市安佐南区山本９丁目１番44―102号セフィラ中野Ａ棟
債務者　増野　義隆
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１９号
広島市安佐南区山本９丁目１番44―102号セフィラ中野Ａ棟
債務者　増野美和子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２７号
広島県大竹市玖波４丁目３番21号
債務者　植永由美子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１号
山口市大内御堀777番地340
債務者　松野　静代
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９２号
福岡県田川市大字川宮1651番地
債務者　川久保千笑（旧姓大井）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１２４号
北海道小樽市桜３丁目18番313号　桜東団地、前住所北海道小樽市新光４丁目14番26号　フラワーハイツ
債務者　藤井　信哉
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部